

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

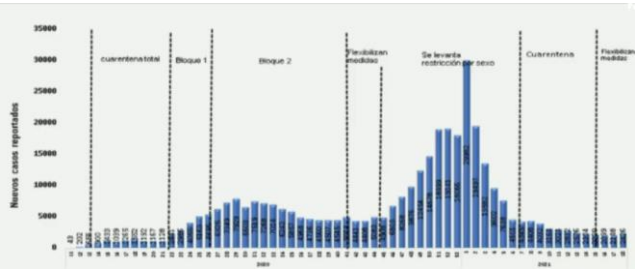
令和3年5月12日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

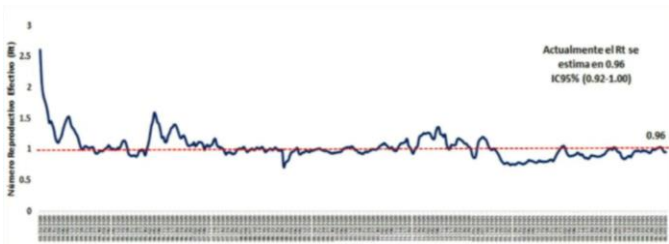
項目	目標	現状 (括弧内は前週比)
1週間の新規感染者数	—	2,426(+278)
1週間の新規死亡者数	—	30 (+2)
検査陽性率	—	4.4%(+0.5)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.96(-0.2)
致死率	3%未満	1.7% (±0)

(出典:5月11日パナマ保健省発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:5月11日パナマ保健省発表)

(注) 汎米保健機構のレポートは隔週発表のため、今回報告には保健省会見時の資料を使用しています。

活動制限の現状

	保健省発表による規制措置等（パナマ県・西パナマ県）
1 夜間外出禁止（継続）	4/19以降、全ての曜日で午後12時から午前4時まで夜間外出禁止
2 週末完全外出禁止（撤廃）	3/6以降、週末の完全外出禁止措置を撤廃。
3 経済活動等	（1）2/1より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 （2）2/8より、レストランの営業再開（営業時間は午後11時まで） （3）2/15より、洗車、仕立て屋、靴屋、文化産業等の営業を許可（ただし、映画館は除く） （4）2/22より、ジム（収容可能人数の50%まで）、マッサージ・スパ（予約制）、マリーナ、フィッシング施設の営業再開 （5）3/6より、映画館（収容可能人数の50%まで）及びカジノの営業再開、運動場の開放（レクリエーション使用のみ） （6）4/19より、バーの営業再開（オープンスペースのみ。営業時間は午後11時まで）
4 その他措置等	（1）アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可（ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで） （2）ビーチ・河岸の滞在許可：4/5以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで（アルコール販売・消費の禁止） （3）4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可（収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止） （4）5/3より、オープンスペースのレストラン&バー等におけるライブ演奏（6人以下）の許可（ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで） （5）5/10より、週ごとの陽性率が5%以下を維持している県でのみ（現時点ではパナマ、西パナマ、コロン、エレラ及びロス・サントス県）、セミナー等の実施を許可。